

経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和3年4月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和3年度

千葉県

注意事項

この説明書は、令和3年4月1日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

目 次

令和3年4月の経営事項審査制度の改正について	1
第1 審査基準改正に伴う再審査の実施	
1 再審査の実施	2
第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法	
1 経営規模等評価再審査申立方法	3
2 手数料及び納入方法	4
3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類	5
4 申請書類の作成方法	6
記載例等	7
第3 参考	
1 建設業関連法令等(抜粋)	17
2 告示別表第18(CPD認定団体)	18

令和3年4月の経営事項審査制度の改正について

令和3年4月の経営事項審査基準の改正に伴う、経営事項審査制度に係る変更点は以下のとおりです。

1.技術職員数(Z1)に係る改正(監理技術者補佐の追加)

監理技術者補佐を、4点として評価します。

対象者の例:1級建設機械施工技士補(建設業法)、1級土木施工管理技士補(建設業法)等

技術職員名簿上の有資格区分コード:005

2.労働福祉の状況(W1)に係る改正(法定外労災の加点対象拡大)

法定外労災について、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても加点対象とします。

3.建設業の経理の状況(W5)に係る改正(対象者の条件変更)

公認会計士等に算入できる者(審査基準日時点)を以下の通りとします。

- 公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者(公認会計士として登録されていることが前提)
- 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者(税理士として登録されていることが前提)
- 1級又は2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
- 1級又は2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

※H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、令和5年3月末までの間は引き続き評価対象とします。

4.知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取り組みの状況(W10)に係る改正(評価項目の新設)

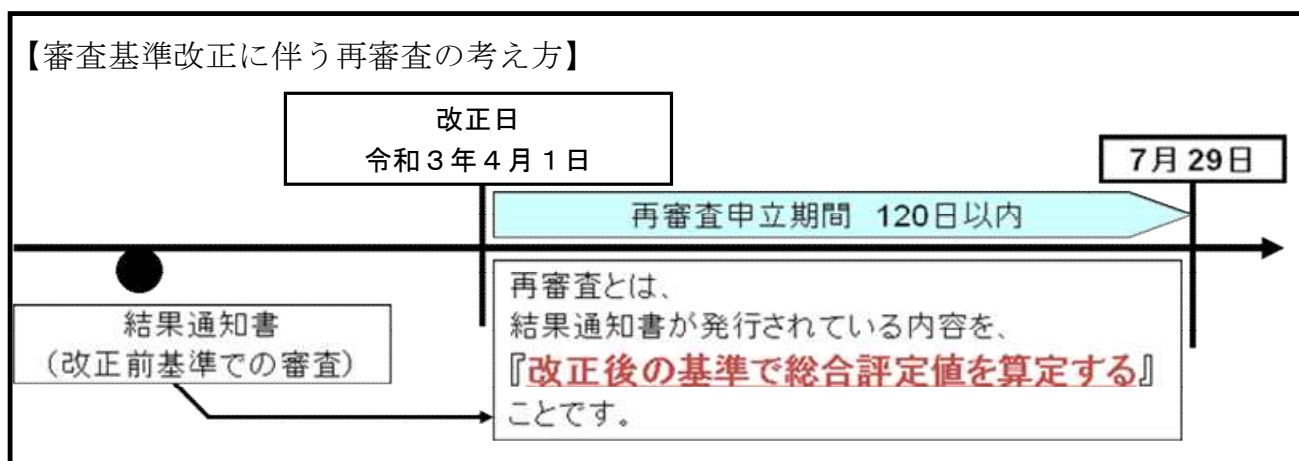
改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとしました。

- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価します。
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価します。

第1 審査基準改正に伴う再審査の実施

1 再審査の実施

経営事項審査の基準が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である4月1日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。



2 再審査の注意事項

- ・再審査はあくまでも、結果通知書が発行されている旧基準における総合評定値を新基準にて算定することになるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。
- ・再審査は当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限が切れる審査基準日の再審査はできません。
- ・既に改正後の基準で受審済みの場合、再審査はできません。
例：基準日が令和2年12月末だが、令和3年4月に改正後の基準で受審済み。

第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法

1 経営規模等評価再審査申請方法

(1) 申請方法 郵送のみ

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 契約・審査班 宛て

(2) 申請期限

令和3年4月1日から令和3年7月29日（午後5時）必着

※再審査の内容に補正があった場合、補正の申請の最終受付も上記期限となりますのでご注意ください。

(3) 結果通知書発送までのスケジュール

※以下の表は再申請以外も対象としているため7月30日まで記載があります。

申請書類到達日			結果通知書発送予定日
令和3年4月1日	～	令和3年4月15日	令和3年5月21日
令和3年4月16日	～	令和3年4月30日	令和3年5月31日
令和3年5月6日	～	令和3年5月31日	令和3年7月15日
令和3年6月1日	～	令和3年6月15日	令和3年7月15日
令和3年6月16日	～	令和3年6月30日	令和3年7月30日
令和3年7月1日	～	令和3年7月15日	令和3年8月16日
令和3年7月16日	～	令和3年7月30日	令和3年8月31日

(4) 留意事項

- ・補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡します。
- ・申請にあたり、原本提出とされている書類以外（提示書類等）は、写し（コピー等）を提出してください。
（審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。）
- ・受付が完了した副本（申請者控え）等の返却書類は、後日、県から送付しますので、副本返送用の封筒等を同封してください。
- ・補正の提出が遅れた場合や、申請時期が集中してしまった場合などは、審査ができなかったり、結果通知書の発送日が変更になることがあります。

2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は**無料**です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出することにより無料となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijikou/index.html>)

※記載例は本説明書 16 頁を参照

3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- 申請書（正副2部作成）
 - ・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）
 - ・工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高（20002帳票）
 - ・その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
 - ・技術職員名簿（20005帳票）
 - ・様式第4号、第5号（必要に応じて提出）
 - ・経営規模等評価申請等提出票（県独自様式）
- 当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し（1部）
- 総合評定値通知手数料減免申請書（1部）
 - ※千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
 - ※この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。
- 行政書士等への委任状及び郵送依頼書等（1部）・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。
- 返信用封筒（切手不要）

【提示書類】（全て写し）

- 改正後の基準で再審査した場合、変更（加点）となる項目があった場合の書類等
 - ※以下①②以外の改正項目は再審査により加点となる内容ではないため省略
 - ①労働福祉の状況（W1）に係る改正（法定外労災の加点対象拡大）
 - 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約内容がわかる資料
 - ※加点対象とするための要件は保険会社等と同様です。
 - ②知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取り組みの状況（W10）に係る改正
 - ※本説明書9頁を参照。
- 改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等
 - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
 - ・経営事項審査申請書の副本・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。

4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の①～⑤以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」より申請事項を転記してください。

特に以下の①②⑤については当初申請時と記載方法が異なりますので、作成にあたり注意してください。

① 『経営規模等評価申請書・総合評定値請求書』(20001帳票)

※本説明書7頁参照。

(1枚目)

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

(2枚目)

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和3年4月1日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

② 『その他の審査項目(社会性等)』(20004帳票)

※本説明書12頁参照。

・労働福祉の状況(法定外労働災害補償制度加入の有無)

改正により追加された共済等に加入していた場合、「1」(加入有り)と記入する。

・知識及び技術又は技能向上に関する取り組みの状況

再審査の対象となる職員がいる場合、記入。

③ 『技術職員名簿』(20005帳票)

再審査の対象(CPDの取得単位がある等)となる職員がいる場合、記入する。

※本説明書11頁参照。

④ 『CPD単位を取得した技術職員名簿』(様式第4号)

『**技能者名簿**』(様式第5号)

対象者がいる場合、記入する。

※本説明書13、14頁参照。

⑤ 『経営規模等評価申請等提出票』

申請書類とあわせて必ず提出してください。

※本説明書15頁参照。

様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

~~経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書~~

(用紙A4)
20001

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、適宜押印してください。(押印の要否は行政書士法に従ってください。)なお、申請者の押印は不要です。

~~建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉県中央区出洲港1-1-1
行政書士 下総大地

職印

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県 知事 殿

申請者

千葉県中央区市場町1-1
経審建設工業株式会社
代表取締役 経審太郎

記名をお忘れなく!

この枠内は記入しない。

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	—	

申請許可番号	02	大臣知事コード	12	許可(般-23)第	987654	号	令和01年04月15日
--------	----	---------	----	-----------	--------	---	-------------

申請時点での許可番号及び許可年月日を記入。

前回の申請時許可番号	03	大臣知事コード		国土交通大臣知事許可(特-)第		号	平成 年 月 日
------------	----	---------	--	------------------	--	---	----------

審査基準日	04	令和02年05月31日
-------	----	-------------

再審査の場合は、『4』を記入。

申請等の区分	05	4
--------	----	---

処理の区分	06	00
-------	----	----

資本金額又は出資総額	07	1	(1.法人)	10000	(千円)	1234567890000
------------	----	---	--------	-------	------	---------------

商号又は名称のフリガナ	08	ケイシンケンセツコウギョウ
-------------	----	---------------

商号又は名称	09	経審建設工業(株)
--------	----	-----------

申請時点での商号名称、代表者及び所在地を記入。

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケイシン タロウ
-----------------	----	----------

代表者又は個人の氏名	11	経審太郎
------------	----	------

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	12101
-------------------	----	-------

主たる営業所の所在地	13	市場町1-1
------------	----	--------

郵便番号	14	260-0855	電話番号	043-223-3116
------	----	----------	------	--------------

許可を受けている建設業	15	2212121
-------------	----	---------

(1.一般)
2.特定

経営規模等評価対象建設業	16	999
--------------	----	-----

自己資本額 (千円) 項番 1 7 3 5 10 13 (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	1 2 3 (千円)
直前の 審査日	3 4 5 6 (千円)

利益額 (2期平均) (千円) 1 8 3 5 10 13 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 (千円) ▲1;2;3	営業利益 (千円) 7;8;9
減価償却 実施額 (千円) ▲1;2;4;5	減価償却 実施額 (千円) 2;5;6

技術職員数 (人) 1 9 3 5 3

登録経営状況分析機関番号 (2 0 0 0 0 0 0) 経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」の数値を記入。

結果通知書の発行年月日(知事印の上に記載されている日付)を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号 第 01-00001 号	審査結果の通知の年月日 令和2年 7月 12日
再審査を求める事項 令和3年4月1日施行の改正に係る事項	再審査を求める理由 制度改正のため

再審査を求める事項は、「令和3年4月1日施行の改正に係る事項」と記入。

再審査を求める理由は、「制度改正のため」と記入。

連絡先 所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
ファックス番号 _____

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
(W10) の提示資料及び記載例について

いずれの資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

① 項番 61 C P D 単位取得数

C P D 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した C P D 単位の合計数となります。

【確認資料】 令和 3 年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げる C P D 認定団体発行の証明書 (写し) ※「告示別表第 18」は本説明書 18 頁参照。

② 項番 61 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外に C P D 単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】 「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証 (写し) ・合格証 (写し) 及び基準日現在の常勤性が確認できる資料 (写し)

※常勤性の確認資料は「別紙 2 技術職員名簿」(20005) の必要資料と同じ。

③ 項番 62 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

【確認資料】 審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写し）

④ 項番 62 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】 技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（写し）

※常勤性の確認資料は「別紙2 技術職員名簿」（20005）の必要資料と同じ。

⑤ 項番 62 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】 審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写し）

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉 一郎	昭和61年 10月 1日	31	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第〇〇〇号	28
2	○	船橋 太郎	昭和57年 10月 2日	34	8 2 0 1	0 0 2	2					
3		松戸 五郎	昭和23年 3月 2日	69	8 2 0 1	2 1 4	2	0 9	1 2 9	1	第〇〇〇号	30
4	<p>(例)「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、 48 (単位) ÷ 50 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 28.8 6 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、 7 これを切り捨て「28」となる。</p>											
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10	<p>(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、 18 (単位) ÷ 12 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0 12 しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。</p>											
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23	<p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。 ● 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。 ● 単位の認定団体は、各人1団体まで。 											
24												
25												
26												
27												
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番	4 1 3	(1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険加入の有無	4 2 3	(1.有、2.無、3.適用除外)	
厚生年金保険加入の有無	4 3 3	(1.有、2.無、3.適用除外)	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 3	(1.有、2.無)	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 3	(1.有、2.無)	
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 3	(1.有、2.無)	

建設業の営業継続の状況

営業年数	4 7 3 5	(年)	初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日	休業等期間 年 月	備考(組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8 3	(1.有、2.無)	再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続最終決定日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 4 | 9 | 3 (1.有、2.無)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 | 0 | 3 (1.有、2.無)

指示処分の有無 5 | 1 | 3 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 | 2 | 3 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)

公認会計士等の数 5 | 3 | 3 | 5 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 5 | 4 | 3 | 5 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 5 | 5 | 3 | 5 | 10 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
千円	千円

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 5 | 6 | 3 | 5 (台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無 5 | 7 | 3 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 5 | 8 | 3 (1.有、2.無)

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
0	(人)	(人)	
別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。	若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	
0	(人)	(人)	

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数 6 | 1 | 3 | 5 | 1 | 6 (単位) 技術者数 11 | 10 | 15 | 6 (人)

技能レベル向上者数 6 | 2 | 3 | 5 | 1 (人) 技能者数 9 | 10 | 15 | 3 (人) 控除対象者数 15 | 10 | 1 | 1 (人)

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。

様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場 勲	平成13年6月8日	28
2	市川 正巳	平成10年3月3日	30
3	井上 毅	昭和45年1月15日	

(例)「公益社団法人地盤工学会」によって48単位の取得を認定された場合、
 $48(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$
 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって18単位の取得を認定された場合、
 $18(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$
 しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

- 【その他留意事項】
- 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。
 - 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。
 - 単位の認定団体は、各人1団体まで。
 - 様式二「技術職員名簿」に記載した方のみが対象の場合、本様式は提出不要。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)	58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)	58
CPD単位総計 (①+②)	116

別紙二「技術職員名簿」のCPD
単位取得数の合計を記入

項番 61 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※こちらの様式4号には、二級技師補の方も記載することができます。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	三島 習作	平成10年2月3日	2020年1月1日	→ ○	
2	流 竜馬	平成7年12月9日			
3	馬場 花音	平成5年10月23日	2016年8月31日	→	○
合計		3 (人)		1 (人)	1 (人)

審査基準日から3年以内

審査基準日から3年の前日以前

【その他留意事項】

- 認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベルとして審査。
(期間中にレベルとなったものはレベル向上対象とはならない)

記載要領

項番 62 技能者数

項番 62 技能レベル向上者数

項番 62 控除対象者数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の前日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の前日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
○を記入すること。	<input checked="" type="radio"/> 経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	国土交通大臣 千葉県知事 許可第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	平成/令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価対象業 建設 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	<input checked="" type="radio"/> ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
--	------------------------------------	-------------------------

行政庁側記入欄

事務所コード 整理番号

□□ — □□□□□□

(旧) □□ — □□□□□□

(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

(商号) **経審建設工業 (株)**

押印は不要
です！

(代表者職氏名) **代表取締役 経審 太郎**

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

1 総合評定値通知手数料の額

経審を申請する
業種数を記入

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数 (4 種類) を乗じて得た額との合計額

合計 1,200 円

2 免除申請額

1,200 円

記載する金額は、以下の計算方法により算出する。

400円 + (申請業種数 × 200円)

3 理 由

令和3年4月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

第3 参考

1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営規模等評価再審査

① 法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

② 法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

③ 省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

2 告示別表第 1 8

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書
(令和3年4月1日の制度改正に係る再審査申立用)

千葉県 県土整備部建設・不動産課 契約・審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-225-4012

Eメール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>
